（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第二十五条の二の二　法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の個人番号又は基礎年金番号

三～八　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第三十条　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

二の二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、その旨及び直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（以下「雇用保険被保険者番号」という。）

三～八　（略）

八の二　配偶者があるときは、配偶者の個人番号又は基礎年金番号

九～十一　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）

二　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三～四　（略）

四の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三～九　（略）

3～8　（略）

9　前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

10～12　（略）

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第二十五条の二の二　法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の基礎年金番号

三～八　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第三十条　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

二の二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに第三十三条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）

三～八　（略）

八の二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号

九～十一　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

二　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

三～四　（略）

四の二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三～九　（略）

3～8　（略）

9　前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

10～12　（略）